

診療所開設届出書（医師開設）の記載要領

事案	医師又は歯科医師が診療所を開設した場合		
根拠法令	医療法第8条第1項 同法施行規則第4条		
提出期限	開設後 10 日以内	様式	1
提出窓口	管轄保健所 ※開設する前に事前に相談してください。		
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 全ての医師・歯科医師の免許証の写（原本持参） 2 全ての医師・歯科医師の臨床研修修了登録証の写、又は臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写（原本持参）※1 3 全ての医師・歯科医師の履歴書 4 薬剤師が勤務する場合は、薬剤師の免許証の写し（原本持参） 5 開設者がやむを得ず他の病院等に勤務する必要がある場合は、勤務先管理者（院長）の同意書 6 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の写（原本持参） 7 敷地平面図 8 周囲の見取図 9 建物平面図 <p>※1 臨床研修修了登録証の写は、平成 16 年 4 月 1 日以後に医師免許を受けた者又は平成 18 年 4 月 1 日以後に歯科医師免許を受けた者について添付が必要</p>		
提出部数	1 部		
手数料	なし		

様式の記入要領

「開設者」	<ol style="list-style-type: none"> 1 住所は、開設者である医師・歯科医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 2 氏名は、開設者である医師・歯科医師個人の氏名を記載する。 3 電話番号は、開設者の自宅の電話番号を記載する。
1. 診療所の名称	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療法に違反する名称でないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、開設者（管理者）の姓を冠し、次の範囲内の名称であること。 <ul style="list-style-type: none"> (a)診療所、(b)クリニック、(c)医院、(d)診療科目 ・原則として、地名を使用しないこと。 ・医療広告ガイドラインに抵触する言葉等は認められない。
2. 開設の場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 住居表示法が実施されている地域は、これによる。「○丁目○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。 2 住居表示法が未実施の場合、地番で記載する。 3 ビル内での開設の場合は、なるべくビルの名称と階数を記載する。「○×ビル○階」 4 電話番号等は、開設した診療所の電話番号等を記載する。

診療所開設届出書（医師開設）の記載要領

様式の記入要領	
3. 開設年月日	1 診療所を実際に開設した日を記載する。
4. 診療科目	1 医療法第6条の6、同法施行令第3条の2に規定されている診療科名を記載する。 (参考)「広告可能な診療科名の改正について」 (H20. 3. 31 医政発第 0331042 号厚生労働省医政局長通知) ※麻酔科を標榜する場合は、添付書類として、標榜許可書の写（原本持参）が必要である。
5. 開設者が他に開設、管理又は勤務する病院、診療所	開設者が他に開設、管理又は勤務することは、原則、認められないので、保健所との事前協議が必要です。 1 当該診療所以外に、他に病院、診療所を開設している場合、その診療所の開設場所、名称を記載する。 (通常、開設者と管理者は同じであることから、この場合、別途2か所管理の許可が必要となる。) 2 当該診療所以外に、他に病院、診療所を管理している場合、その診療所の開設場所、名称を記載する。 (通常、開設者と管理者は同じであることから、この場合、別途2か所管理の許可が必要となる。) 3 当該診療所以外に、他に病院、診療所に勤務している場合、その診療所の開設場所、名称を記載する。 (管理者は当該診療所の管理に専念することが望ましいが、地域医療の確保の観点からやむを得ず他の病院等に勤務する必要がある場合は、勤務先管理者（院長）の同意書を添付する。)
6. 同時に2以上の病院又は診療所を開設する場合その旨	1 開設者が同時に2以上の病院又は診療所を開設することは、原則、認められないので、保健所との事前協議が必要です。
7. 診療所の診療日・診療時間	1 該当する診療日に○を記載し、当該診療日の診療時間を記載する。また休診日を記載する。
8. 従業者の定員	1 定員とは、開設者が定めた必要人員数（従事者数）のことである。 2 診療所においては、従事者数の法定基準（療養病床にかかるものを除く）はありませんが、医療を提供するに必要かつ適切な人員を確保するものとする。
9. 診療に従事する医師・歯科医師	1 管理者を含む、当該診療所に従事する医師・歯科医師の氏名、及びそれぞれの診療科目、診療日、診療時間を記載する。 2 診療日は該当する欄に○を記載する。 3 診療時間は、午前・午後に分け、それぞれ記載する。
10. 敷地面積	1 診療所にかかる敷地面積を記載する。(小数点第2位まで) 2 敷地とは、一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地である。
11. 周囲の見取図	1 診療所の場所が明確に分かる見取図を添付する。(地図の写も可)

診療所開設届出書（医師開設）の記載要領

様式の記入要領	
12. 建物の構造概要及び平面図	<p>1 建物延床面積は、当該診療所建物の各階床面積の合計を記載する。ビル内診療所の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。（小数点第2位まで）</p> <p>2 診療所面積は、当該建物の診療所部分の面積を記載する。（小数点第2位まで）</p> <p>3 構造種別は、「鉄筋コンクリート」「木造」等を記載する。</p>
13. 病室数及び病床数	
（内訳）	<p>[病室名]</p> <p>1 それぞれの病室名を記載する。また平面図と同一の室名を記載し、様式と一致させる。</p> <p>[病床数]</p> <p>2 病室ごとに、病床数を記載すること。</p> <p>3 療養病床は、1室あたり4床以下とすること。</p> <p>※ 医療法施行規則附則第4条に経過措置あり。（平成13年1月31日厚労令第8号）</p> <p>[床面積]</p> <p>4 病室ごとに、建築基準法による床面積（壁芯）を記載する。</p> <p>[有効内法床面積]</p> <p>5 内法による測定で、患者1人を入院させるものにあつては、6.3㎡以上、患者2人以上を入院させるものにあつては患者1人につき、4.3㎡以上とすること。 （療養病床にあつては、患者1人につき6.4㎡以上とすること。）</p> <p>※ 療養病床については、医療法施行規則附則第7条に経過措置あり。（平成13年1月31日厚労令第8号）</p> <p>6 算定にあつては、備付けの整理ダンス、洋服ダンス、浴室、物置、洗面所等、容易に移動できないものについては、病室の床面積から除外する。</p> <p>[1人あたりの有効床面積]</p> <p>7 患者1人あたりの有効床面積（内法）を記載する。</p> <p>[採光面積]</p> <p>8 建築基準法によって、病室の床面積の7分の1以上が必要。</p> <p>[外気開放面積]</p> <p>9 建築基準法によって、病室の床面積の20分の1以上が必要。 ただし、建築基準法に定める技術的基準にしたがって換気設備を設けている場合はこの限りではない。</p>
14. 歯科技工室の構造設備の概要	<p>1 歯科診療所で、歯科技工室を設置する場合は、有・無のいずれかを○で囲み、「有」の場合は、その概要を記載する。</p>
15. 薬剤師が勤務するときは、その氏名	<p>1 薬剤師が勤務する場合は、その氏名を記載する。</p> <p>2 常勤（常勤換算後）3人以上医師（歯科医師を除く）が勤務する場合は、専属の薬剤師を配置する必要がある。ただし、保健所長の許可を受けた場合はこの限りではない。（医療法第18条）</p>

診療所開設届出書（医師開設）の記載要領

16. オンライン診療の実施	1 該当する事項欄の「□」に「✓」を記載する
----------------	------------------------

添付書類の記載要領	
医師・歯科医師の免許証の写、及び臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許証の写、臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写（再教育研修を受けたもの）を窓口にて原本照合を行うため、届出時には免許証、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証の原本もあわせて持参する。 2 氏名・本籍地が変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合裏面も必要。
医師・歯科医師の履歴書	<ol style="list-style-type: none"> 1 氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴（就・退職の旨を明記する）、賞罰（医業、歯科医業に関するものに限る）を記載する。
敷地平面図	<ol style="list-style-type: none"> 1 敷地部分が明確に分かるよう、赤線で囲む。
周囲の見取図	<ol style="list-style-type: none"> 1 診療所の場所が明確に分かる見取図を添付する。（地図の写も可）
建物平面図	<ol style="list-style-type: none"> 1 診療所部分が明確に分かるよう、赤線で囲む。 2 各室の用途を記載する。 3 洗面台等の固定物は実線で記載する。非固定物は点線で記載する。カーテンレール・ベッドは1床あたりの面積やプライバシーの確保状況を確認する参考として点線で記載する。 （ただし、カーテンレール・ベッドの配置を変える場合でも、一部変更許可申請は求めない。） 4 診療所部分が2階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。 5 床面積は、建築基準法による床面積を記載する。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 麻酔科を標榜する場合、標榜許可証の写を保健所で原本照合する。 2 薬剤師が勤務する場合は、免許証の写を窓口にて原本照合を行うため、届出時には免許証の原本もあわせて持参する。氏名・本籍地が変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合裏面も必要。 3 管理者は当該診療所の管理に専念することが望ましいが、地域医療の確保の観点からやむを得ず他の病院等に勤務する必要がある場合は、勤務先管理者の同意書を添付。その際、診療時間が他の病院等の勤務時間と重複していないこと。 ※ 同意書には、管理に同意する旨と、病院等の勤務時間及び管理する診療所の診療時間が記載されていること。